

移住支援金

の申請を予定されている
東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）

から移住された方へ



**移住支援金を申請される方は事前に
政策課 移住定住促進班 までご相談ください**
予算に限りがあるため、年度内に申請が受付られない場合があります

東京圏から野木町に**移住**し、
就職に関する要件を満たした方を対象に
最大で**100万円**の移住支援金を支給します

※別途、子ども1人につき100万円の加算があります
※詳細については裏面をご覧ください

詳しくは野木町HPをチェック

問い合わせ
野木町総合政策部政策課
TEL: 0280-57-4178
MAIL: seisaku@town.nogi.lg.jp



招福のぎ暮らし

検索

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を確認させていただいております。
移住支援金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。

移住支援金の対象者について

以下の条件を全て満たした方が対象となります

以下①②のいずれかを満たし、
かつ、③④のいずれかを満たす方

移住直前の10年間の内、通算5年以上
①東京23区に在住していた方
②東京圏（※1）内に在住し東京23区に
通勤していた方（雇用者としての通勤の場合は、
雇用保険の被保険者としての通勤）

移住直前に連続して1年以上、
③東京23区に在住していた方
④東京圏（※1）内に在住し東京23区に
通勤していた方（雇用者としての通勤の場合は、
雇用保険の被保険者としての通勤）

通勤の期間については住民票を移す3か月前までを
当該1年の起算点とすることができます。
都内への通学期間も移住要件の期間に含まれ
る場合があります。

栃木県野木町へ移住

町外から野木町に
転入（住民票を異動）すること



野木町へようこそ

※申請後5年以上継続して野木町に
居住する意があること等の要件もあります

①～⑤のいずれかの要件を満たす
方（詳しい要件はお問合せください）

【要件抜粋】

- ①「企業情報掲載サイト」の掲載
求人で就業要件を満たした新規就
業の方※2
- ②専門人材による就業
- ③テレワークによる移住
- ④関係人口による就業（新規就
農・家業継承・一般乗用旅客自動
車運送事業への運転手としての就
業・介護施設等への就業・中小企
業等への就業）
- ⑤地域課題解決型創業支援補助金
交付決定を受けてから1年以内に
交付申請ができる起業

移住支援金の交付までの流れ（例）



※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域を除いた地域をいいます。

※2 以下の全てを満たす就業である必要があります。

- ・勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う法人への就業でないこと
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること
- ・求人がサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降に、当該求人に応募したこと
- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

※求人情報は随時サイトに掲載されております

支給金額

◆世帯：100万円

※子ども（18歳未満の世帯員）1人につき100万円加算

◆単身：60万円

申請先

◆野木町



ご注意ください！

以下のような場合には、支援金の
返還対象となる場合があります。

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・1年以内に移住支援金の要件を
満たす職を辞した場合
- ・5年以内に移住支援金を受給
した市町から転出した場合 など

※詳細については栃木県ホームページを ご覧ください。



栃木県 移住支援金 検索



ベリー
VERYに暮らそう。
とちぎで、暮らそう。